

丹後国田数帳にみえる荘園公領について

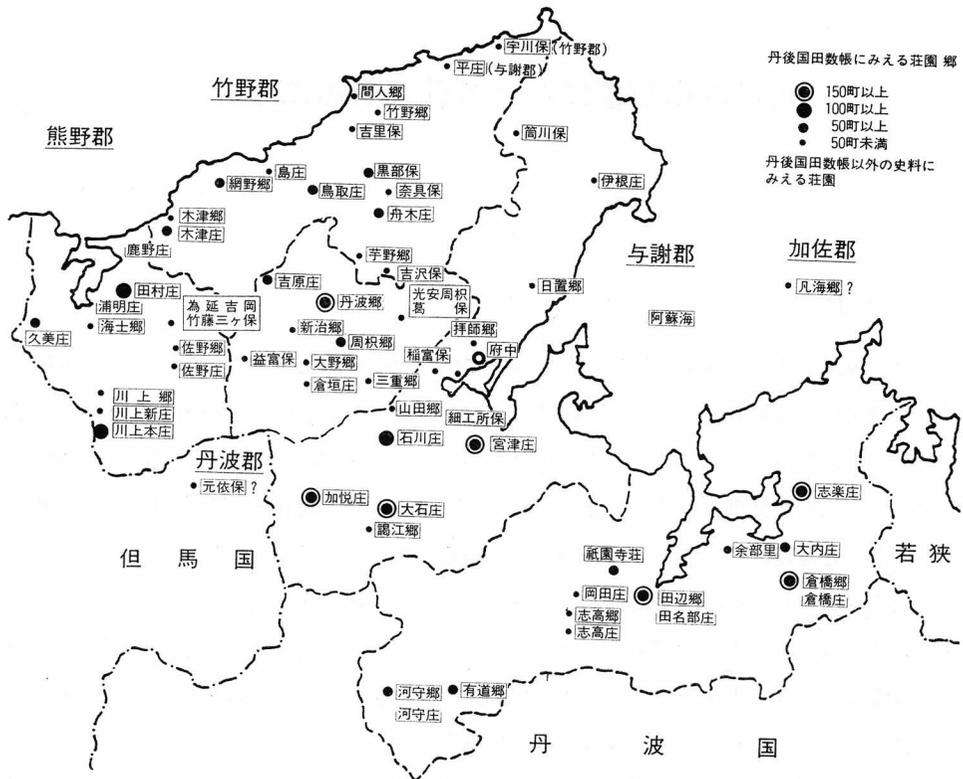
石川 登志雄

はじめに

中世丹後国全体の荘園・公領の分布については、現在宮津市成相寺に伝来する『丹後国諸庄園郷保惣田数帳目録』（以下丹後国田数帳）によってほぼその全容を知ることができる。主に鎌倉時代を中心として、一国内の荘園や国衙領などを網羅的に書きあげ、その田積や領主名を記載した文書は、各国ごとに呼称の仕方は違うが、総称として大田文といわれ、現在17カ国21種類（うち完存は12種）^(注1)の存在が知られている。その大多数は鎌倉時代に制作された原本ないしはその案文であるが、丹後国田数帳は他の大田文とやや性格を異にする。すなわち併列に記載された荘・郷・保等の所領名の下に領主名として、中央や国内の寺社名、室町幕府の奉行人・奉公衆、あるいは在地の土豪層など、いわゆる本所・領家・地頭領主名を多く載せ、その記載内容は明らかに室町時代のものと認められるのである。

丹後国田数帳の正確な成立年代をいつに求めるかは断定できない。ただ末尾に「長禄三年五月三日、国富兵庫助帳写□」とある奥書や、「享徳元年」「嘉吉三」等の注記的な年記その他の記載内容から推して、「無難にいえば、享徳元年以降、長禄三年以前(1452～59)といた方がよさそうである」とする中嶋利雄氏の見解^(注2)には従うべきものがある。そのためこれまで丹後国田数帳の利用は、天文7～9年(1538～40)に作成されたとする『丹後国御檀家帳』とともに、室町時代の丹後国の土地領有状況を示す史料として用いられることが多かった。

ところが、奥書とは別に冒頭には「注進丹後国諸庄園郷保惣田数帳目録／合 正応元年八月日」とあり、鎌倉時代の正応元年(1288)段階で既に現在の丹後国田数帳に先行するものが調進されていたとみることができる。作成意図から推定すれば、現在の丹後国田数帳は、正応元年に一国内ほとんどすべての荘園・公領の田数のみを記した一国平均役賦課のためのいわゆる国衙側の大田文として一度作成されたものが、約170年を経た長禄3年(1459)以前に、例えば守護による段銭賦課を主目的として、各所領ごとの分有状況と荘園領主・地頭名などの当知行主を書き加えた、いわゆる幕府側の大田文として再度利用されたものといえよう。石井 進氏は残存大田文をその記載形式から、A型(一国内荘公領すべての田数のみを記すもの)、A'型(一国内荘公領すべての田数を記し、さらに公領応輸田



丹後国荘・郷・保分布図

については所当米を記すもの), B型(一国内荘公領すべての田数及び領主, 特に地頭を詳細に記すもの)の3類型に分類しているが、この分類に従えば、丹後国田数帳は、鎌倉時代(注3)にA型として作成されたものが、室町時代にいたりB型として作成再利用されたものといえる。とすれば、現在の丹後国田数帳から荘・郷・保等における分有状況とその領主名などを一切削除した、荘・郷・保等の名称とその田数のみが正応元年丹後国田数帳の原型であり、すなわちその称号・田数等は正応元年当時の丹後国衙によって公的に把握されていたものと解されよう。

以上のように、正応元年に国衙によって調進されたとする丹後国田数帳の存在を推定することが許されるのであれば、中世成立期から鎌倉時代にかけて当国の荘園・公領制の展開過程について考える手がかりが得られるのであるが、何分丹後国田数帳は荘園はともかく、郷・保等については荘・公の区別を立てておらず、さらに他の関連する史料に乏しく多分に推測をまじえた立論にならざるを得ないことを冒頭にお断りしておきたい。

丹後国荘郷保等田数表

	分類	総数	総田数	平均田数	%
丹後国全体	荘園	24(11)	町 段 歩 1891. 7. 163	町 段 歩 78. 8. 082	40.8
	郷	23	1284. 3. 215	55. 8. 150	27.7
	保	91	1061. 7. 100	11. 6. 242	22.9
	寺社	29	222. 3. 012	7. 9. 025	4.9
	その他・不明	7	166. 8. 196	23. 8. 088	3.7
	計	174	4633. 9. 326	26. 6. 116	100.0
加佐郡	荘園	6(3)	446. 0. 165	74. 3. 148	38.1
	郷	6	571. 0. 340	95. 1. 297	48.8
	保	4	39. 0. 090	9. 7. 203	3.3
	寺社	3	54. 0. 114	18. 0. 038	4.6
	その他・不明	1	60. 8. 209	60. 8. 209	5.2
	計	20	1171. 0. 198	58. 5. 190	100.0
与謝郡	荘園	6(1)	717. 5. 285	119. 5. 348	60.4
	郷	4	62. 7. 358	15. 7. 180	5.3
	保	22	252. 8. 152	11. 4. 334	21.3
	寺社	21	154. 4. 198	7. 3. 198	13.0
	その他・不明	1	4. 000	4. 000	0.0
	計	54	1188. 0. 273	22. 0. 005	100.0
丹波郡	荘園	2	127. 4. 285	63. 7. 143	15.3
	郷	5	339. 1. 273	67. 8. 127	40.5
	保	35	370. 1. 157	10. 0. 272	44.2
	寺社	0	0	0	0.0
	その他・不明	0	0	0	0.0
	計	42	836. 7. 355	19. 9. 086	100.0
竹野郡	荘園	5(2)	257. 0. 139	51. 4. 028	30.7
	郷	5	202. 2. 343	40. 4. 213	24.2
	保	21	321. 1. 289	15. 2. 339	38.4
	寺社	3	18. 8. 060	6. 2. 260	2.2
	その他・不明	2	37. 3. 045	18. 6. 203	4.5
	計	36	836. 6. 156	23. 2. 144	100.0
熊野郡	荘園	5(5)	343. 6. 009	68. 7. 074	57.1
	郷	3	108. 9. 341	36. 3. 114	18.1
	保	9	78. 5. 132	8. 7. 015	13.1
	寺社	2	2. 0. 000	1. 0. 000	0.3
	その他・不明	3	68. 2. 302	22. 7. 221	11.4
	計	22	601. 4. 64	27. 3. 134	100.0

(註) 本表は丹後国田数帳にみえる全174所領について田数を集計したものである。()内は倭名抄郷名の荘号を有する荘園の数である。

荘園

丹後国田数帳に記載されている荘園は、加佐郡6荘・与謝郡6荘・丹波郡2荘・竹野郡5荘・熊野郡5荘、合計24荘である。地図上でこれらの分布状況を見ると、加佐郡・竹野郡・熊野郡および与謝郡南半に集中する傾向をみせ、与謝郡北半および丹後半島内陸部の丹波郡においては荘園の分布が希薄なことがわかる。また丹後国の全所領約4,600余町に占める荘園の田積の割合は40.8%であり、郡別では、与謝郡37.9%、加佐郡23.6%、熊野郡18.2%、竹野郡13.6%、丹波郡6.7%の順となっているが、郡内所領田積に占める荘園の割合は、与謝郡60.4%、熊野郡57.1%、加佐郡38.1%、竹野郡30.7%、丹波郡15.3%の順となっており、加佐郡と熊野郡とで異動がみられる。

つぎに各荘園ごとの所領規模をみると、50町以上の荘園は、加佐郡3、与謝郡4、丹波郡1、竹野郡3、熊野郡3であるが、さらに100町以上の規模の大きな荘園では、加佐郡1、与謝郡4、熊野郡2となるが、与謝郡の4荘はいずれも郡の南半＝阿蘇海以南に集中し、丹後国の荘園規模としては、上位1、3～5位を占める。丹後国24荘の1荘あたりの平均的田数は78町余であるが、郡別では与謝郡119町余であり、続く加佐郡74町余、熊野郡68町余に比べても圧倒的な規模であることがわかる、とりわけ与謝郡南半4荘園の平均田数166町余で他郡の荘園と比べても冠絶している様子がうかがえる。

では、地域によって荘園の分布・規模の相違を生ぜしめた要因をどこに求めたらよいであろうか。丹後国の国衙所在地については、「倭名抄」に加佐郡とあるが、与謝郡には国衙に関連する小字名を多く伝えるところがあり、丹後国分寺や一宮、惣社、印鑰社など中世一般に国衙近傍にあって国衙と関係の深い寺社が多く存在している。その地域は与謝郡中野付近（現宮津市府中地区）あるいは同郡男山付近（現岩滝町男山地区）に比定する説が有力であるが、^(注4) いずれにせよ与謝郡北半の阿蘇海北帯の一带に国衙在庁機構が存在していたことは確実であろう。丹後国における荘園の地域的形成を国衙所在地との関係でみると、加佐・竹野・熊野郡のように国衙勢力のおよびにくいと想像される外周部に数多く存在していることがわかる。しかし、国衙所在郡にもかかわらず、与謝郡にも南半部に集中して国内有数の荘園が多く成立している。この一見相反する事実は、阿蘇海を挟む与謝郡の北半には国衙在庁勢力が割拠し、南半には国衙勢力と対抗関係にある勢力が存在していたのではないかと推測させる。これに対して荘園の成立が相対的に抑制的であった丹波郡は、与謝郡北半の国衙所在地とも隣接して在庁勢力の後衛的基盤をなしていたといえる。

丹後国における荘園制成立の面期をどこに求めるかは、史料の制約があり困難な問題である。荘園成立の最も早い事例では、10世紀中葉村上天皇女御が加佐郡志高荘を山城広隆

寺に寄進している。^(注5)12世紀末までに存在を確認できる荘園には、皇室領荘園として長講堂領に与謝郡宮津荘・伊根荘、熊野郡田村荘・久美荘^(注6)があり、御願寺宝荘院領に加佐郡志楽荘^(注7)、女院八条院領に加佐郡大内荘^(注8)がある。また神領荘園としては、鴨社(賀茂御祖社)領としていわゆる寛治4年(1090)寄進の荘園の一つとして竹野郡木津荘^(注9)があり、石清水社領として与謝郡平荘、熊野郡佐野荘^(注10)がある。伊勢神領である加佐郡岡田^(注11)は、丹後国田数帳では岡田荘となっているが、その間の立荘の過程・領主権の推移等は不詳である。

荘園の史料上の初見とその成立年代とは区別されなければならないが、残存史料を見たかぎりの印象としては、丹後国における荘園の成立は12世紀ごろすでにピークを迎え、鎌倉時代に入って荘・郷・保等の称号・田数等が固定化したものが、正応元年調進の丹後国田数帳に書き留められたものと考えられる。

郷

丹後国田数帳では、加佐郡に6、与謝郡に4、丹波郡に5、竹野郡に5、熊野郡に3、合計23郷を載せているが、竹野郡芋野郷を除く22郷はいずれも倭名抄郷名の「郷」であり(芋野郷については、藤原宮出土木簡のなかにみえ、鎌倉時代の史料にも「丹後国芋野郷」^(注12)とみえているので、倭名抄郷名の脱落とみて差支えはなかろう)、別名その他の郷は一切みられない。各郡とも数的には均一に分布しているようであるが、所領規模の上では各郡ごとに特徴がみられる。

丹後国の所領全体に占める郷の割合は27.7%であるが、郡内の総田数に占める郷の割合は、加佐郡で49.4%、与謝郡で5.0%、丹波郡で36.2%、竹野郡で24.2%、熊野郡で18.1%と郡によって大差がある。また50町以上の規模をもつ郷をみると、加佐郡4、丹波郡2、竹野郡1となるが、とくに加佐郡の田辺郷・倉橋郷、丹波郡の丹波郷はいずれも160町を越す規模の大きな郷である。さらに丹後国23郷の平均田数は53町余であるが、加佐郡95町余に対して与謝郡は15町余と両郡の差は極端である。このことから、加佐郡では郷が荘園と、並ぶ郡内所領単位として存在しており、与謝郡では郷の解体が激しく進行した結果その規模はほとんど保に等しくなっていることがわかる。

丹後国田数帳にみられる郷の性格については、芋野郷を含めるとすべてが倭名抄郷名の「郷」であることから、本来古代律令制下の地方行政単位の郷の系譜をひくもので国衙に直結する公領であったといえる。ところが、加佐郡の田辺・倉橋両郷は鎌倉時代の他の一部の史料では荘号を付して記された場合があり、丹後国田数帳に記された鎌倉時代の郷は郷名を保留したまま実質的に荘園化している。これに対し、加佐郡大内郷は、寿永3年(1184)郷司職の系譜をひくと思われる開発領主の子孫平辰清によって、八条院女房弁殿局に寄進

^(注13)され、以降荘園領主側の文書では大内荘・大内郷の両称号の混同がみられるが、丹後国田数帳では大内庄とされており、倭名抄郷としての大内郷は事実上消滅している。このような事例の荘園は丹後国田数帳24荘のうち11荘に及び、とくに加佐郡、熊野郡に集中している点は注目してよからう。

保

丹後国田数帳は多くの保を載せていることでも知られる。その数は実に91保にのぼるが、郡ごとの保数には著しい偏差があり荘園の成立の状況と一定の相関関係がある。すなわち郡ごとの保数をみると、丹波郡35、与謝郡22、竹野郡21であるのに対し、熊野郡9、加佐郡4となっており、既述のように竹野郡では荘園の成立が極端に抑制されており、竹野郡では荘園数こそ5荘あるもののその平均田数は他の4郡に比べて最も少なくなっている。これに対し、荘園数とその総田数、平均田数ともに他郡にまさる与謝郡については保数もまた多いが、これらの保の大部分は荘園の分布の希薄な阿蘇海北岸の郡北地帯に成立していたものと思われる。また国衙勢力から相対的に自立度が高かったと考えられる加佐郡や熊野郡では荘園・郷の比重が高く、保成立の余地が少なかった。

丹後国総田数に占める保の割合は22.9%では郷の割合に近い。郡別では丹波郡が44.2%と郡内総田数の約半分となり、竹野郡でも38.4%と所領別での比率は高い。これに対し加佐郡・熊野郡では総田数・平均田数・割合ともに他の諸郡に比べ低い。

保成立の契機としては、白河院政期以降著しく負担の増大した国守(受領)が、自らの意志で、あるいは権門・官司の側からの開発申請・立保の要求を承認する形で成立したとされるが、丹後国田数帳に記載された保については11~12世紀にさかのぼる他の史料が管見のところに見当らずくわしいことはわからない。一度成立した保が荘園化すれば保は解消し荘号化するのであるが、丹後国においては国司の側が立てた保が荘園化せずそのまま国領にとどまった場合が多かったと思われ、権門側が立保あるいは後に獲得した場合でも荘号化せずそのまま保名を維持している。

前者の例として、加佐郡池内保は「丹後国衙領内池内保正税」^(注14)とあり、与謝郡永久保は「国領野間世屋村^(注15)惣名永久保」とあり、鎌倉時代以来石清水社領であった熊野郡永富保は「根本国衙領也」^(注16)とあり、成立当初これらの保が国衙領であったことがわかる。また同じく石清水社領であった丹波郡二箇保・益富保の年貢は、室町時代の文明年間にいたっても、国下行分のうち31貫文が「正税錢府中^(注17)江渡之」となっている。

ところで鎌倉幕府追加法第77条文暦2年7月23日付条々のなかに「丹後国新補地頭所務事」として、「次国保司跡事、如本司之時、可為地頭収納也、至京都保司跡者、地頭不可

管領之、可為京下収納使沙汰也」とある。承久の乱後の新補地頭補任地のうち、丹後国においてことさらに保司跡の処理が問題となり鎌倉幕府追加法的一条として残ったのは、丹後国田数帳所載の所領数174の過半数91を占める保の在支配者たる保司(国保司＝国衙領保、京保司＝権門領保)の多くが承久の乱の際京方につき没落し、その跡に入部した地頭との間でトラブルが続発したためであろう。

おわりに

以上丹後国田数帳記載の荘・郷・保・社寺その他174所領(項目)と他の史料に散見する若干の所領とについて大まかな検討を試みたが、鎌倉時代およびその以前の丹後国に関する史料残存度の低さは如何ともなしがたく、表層的な記述に終始したようである。ただ最後に、丹後国田数帳の性格についていくつかの問題を指摘しておきたい。

その一つは、従来田数帳の利用のされ方は長禄3年既に成ったものとして、室町中期ごろの丹後国各所領内部の分有状況をその結果として静態的に用いられる場合が多かったという点である。ところが、丹後国田数帳は正応元年(1288)に国衙によって初調進されたものが長禄3年(1459)までに再度守護によって利用されたという他の大田文の残存例からは非常に特異な(このような利用は当時一般的だったのかも知れない)性格を有するものであり、鎌倉後期から南北朝期を経て室町中期まで約170年に及ぶ中世土地制度史上最も変動の激しかった時代の様子を、一国規模でダイナミックに物語っている。つまり、丹後国田数帳を既に成ったものとしてではなく如何にして形成されてきたかという、いわば復元的利用の分析視角の方法を考える必要がある。

その二つは、丹後国田数帳に記された、荘・郷・保等の単位呼称は、当時の国衙(公権力)によって公的に認証されていたもので、一般に鎌倉期の大田文は田数のみが公田として中世を通じて大体固定的であったとされるが、丹後国にあっては荘・郷・保等の所領単位の呼称も中世を通じて固定的であったと認められる点である。荘園領主側の文書・記録には田数帳の呼称とは違ったさまざまな呼称が見受けられるがそれは第一義的ではない。荘園領主にとっての関心事は自己の所領の名称ではなく、そこから上納される年貢の内容であった。これに対し、在地の人間にとっては自己の帰属する土地の呼称には一定の共同認識があったはずである(例えば熊野郡には佐野庄・佐野郷・佐野一色があって、それぞれに関わる人間にとって自己の帰属地には重大な関心を払わざるを得ない。それは丹後国衙にとっても同様である)。丹後国田数帳以外の他の1～2の史料から単位呼称の相違を言及して両者の時代的差移を論じることは慎重でなければならないと思う。

第3に、丹後国田数帳の記載の仕方の問題である。各項は併列的に荘・郷・保等の所領

名とその田数とを記しており、これだけでは各所領間の重層・非重層については判別しがたいが、田数比較により各所領相互の包含関係を想定しにくいこと、また現地比定の結果などからして、丹後国田数帳の場合、併列型記載であっても、各所領間の重層関係はほとんど認めがたいといわなければならない。

第4に、公領としての保の問題である。丹後国において荘園や郷と並ぶ基本的な所領単位である保については、中央の荘園領主関係の文書や日記などによって領主名や、また現在地名によって同定できるものも多いが、他方では田数帳のみに記載され、領主はもとより比定地もままならぬものも多い。これは保が本来不安定耕地の再開発によって立保され経営次第ではまた荒廃する危険性を内包していたため、変転してその後の歴史に残らなかったものもあろうが、さらに考えられる要因としては、丹後国の保は多くは国衙の建立した国衙直領であったが、承久の乱によって京方についた国保司は改易され、その跡へ新補地頭が補任入部したため、これらの保に関する史料は全く残存することがなかったのではなかろうか。

(石川登志雄=京都府立丹後郷土資料館技師)

- 注1 『国史大辞典2』の「大田文」(石井進氏執筆)の項参照。
- 注2 「丹後国田数帳おぼえ」(『舞鶴市史編さんだより No.126』)
- 注3 「幕府と国衙の一般的関係」(『日本中世国家史の研究』)
- 注4 中嶋利雄「歴史時代の府中」(『宮津市文化財調査報告2』)
- 注5 「広隆寺由来記」(『群書類従家部』巻第四百三十)
- 注6 「島田文書」建久2年10月日長講堂所領注文(『鎌倉遺文』556号)
- 注7 「東寺百合文書レ函」平治元年閏5月日宝荘嚴院領荘園注文(『平安遺文』2986号)
- 注8 「東寺百合文書ホ函」寿永3年4月16日平辰清寄進状案(『平安遺文』4154号)
- 注9 「加茂御祖皇太神宮諸国神戸記巻第六」
- 注10 「石清水田中家文書」保元3年12月3日官宣旨(『平安遺文』2959号)
- 注11 「神宮雜書」建久3年8月日伊勢大神宮神領注文(『鎌倉遺文』614号)
- 注12 「高山寺文書」年月日未詳馬背寺重陳状案(『鎌倉遺文』877号)
- 注13 「東寺百合文書ホ函」寿永3年4月16日平辰清寄進状案(『平安遺文』4154号)
- 注14 「八坂神社文書」明德3年4月25日室町幕府御教書(『大日本史料7-1』)
- 注15 「民経記貞永元年五月卷裏文書」年月日未詳丹後国在庁官人等解(『鎌倉遺文』4316号)
- 注16 「石清水文書」永仁6年5月日丹後国永富保雜掌地頭和与状写(『鎌倉遺文』19696号)
- 注17 「石清水菊大路家文書」文明9年12月丹後国二箇益富保勘定状(『大日本古文書』石清水文書之六)